

会議の名称	令和元年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和元年7月25日(木) 午後6時00分～7時55分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎6階 602会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・広井勝夫委員・水越久吉 委員</p> <p>(市事務局) 東村総務部長・武藤総務課長・竹内総務課長補佐・湯浅 情報公関係長・鳴海情報公関係主任</p> <p>●委員欠席者： なし</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場合は その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に 規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュ リティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を 審議するため
会議次第	<p>(1) 会長挨拶</p> <p>(2) 会長へ諮問書授受</p> <p>(3) 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度諮問第3号 公共用地境界確認に係る代行業務委託(道路河川課)</li> <li>・令和元年度諮問第4号 特定生産緑地GISシステムデータ作成業務委託(都市計画課)</li> <li>・令和元年度諮問第5号 プレミアム付商品券販売業務委託(東村山市プレミアム付商品 券事業実施本部)</li> </ul> <p>(4) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性に合った適正な土地利用の検討支援業務委託につ いて</li> </ul> <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係</p> <p>担当者名 湯浅・鳴海</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2317)</p> <p>ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 会長挨拶</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>こここのところ委員の皆様の意識が高く、当然審議に際しては業務内容を理解しな ければならないわけですが、時には少し踏み込み過ぎ、行政の決定プロセスや公費の 扱いについて等まで言及してしまいがちとなっております。審議会の目的といたし ましては、個人情報の保護のうえでどういうリスクがあるかということ洗い出し たうえで、改善点はどういうものがあって、またどういった提案が出来るかとい うことでございます。そこを忘れずにやっていかなければならないだろうと思いま す。本日の1件目の案件などは、馴染みのないような業務でございます。どうしても業務内 容の理解に必要な範囲での質問は良いと思いますが、当審議会の目的を超えた質問</p>			

はなるべく避けるように、必要最低限の質問で済むようにというところでの協力を  
よろしくお願ひします。

本日も適切に審議していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

## (2) 会長へ諮問書授受

東村総務部長より臼井会長へ諮問書を手渡す。

## (3) 諮問審議

○「公共用地境界確認に係る代行業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び道路河川課の回答

- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点 (2) 責任者の配置」について、「受託者である一般社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会田無支所長とする。」とあるが、受託者社員である土地家屋調査士が行った業務の書類は、田無支所に保管されるのか、当該調査士個人の事務所に保管されるのか。  
→ 個人の事務所に保管される。
- 田無支所長は、各調査士それぞれの個人事務所における保管状況を常時確認しているわけではないと思う。各調査士個人の事務所における書類の保管等に係るセキュリティは誰がどのように確認するのか。  
→ 諮問書P. 58「受託者の個人情報取扱要領 第20条第2項」に、「個人情報 は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は保護管理者または当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。」とあり、この許された者が各調査士となる。この要領に従い、個人の事務所にて保管する書類については、施錠が出来るキャビネットに保管していただく。
- 田無支所長は、本件の業務を担当する調査士が選任される際に、選任する調査士の事務所において要領に従った保管がされているか確認しないのか。  
→ 市が確認することを予定している。
- 市が調査士の事務所へ行き、書類の保管について確認するということか。  
→ 受託者より選任された調査士と市が初めて面会する際に、事務所の場所を確認させていただき、施錠が出来るキャビネットがあるか確認させていただくことを想定している。
- 田無支所長の役割とは何か。  
→ 受託者における個人情報保護規程や個人情報取扱要領等を遵守出来る者を選任していただくことが役割と考えている。
- 田無支所長が保障した者を選任していただけたら、それで、責任者の役割を果たしたというお考えか。  
→ その通りである。
- 我々はこの諮問書を読み、田無支所長は「個人情報の取扱いに関する特約条項第8条」にある「取得個人情報の取扱責任者」とであると認識している。そうであれば、この田無支所長の役割は先に回答していただいたもののみでは足りないのではないか。「土地家屋調査士法」において、「業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。」とあるが、それを含め、市の担当となった調査士に遵守させる役割があるのではないかと。責任者である田

無支所長が具体的に何をするのか、確認してほしい。

- 協会があり支所があり、そこに属する各調査士がいるという形は、形式的な指揮系統があるように見えるが、属している調査士が個人事業主でもあると、その指揮系統が機能するのか疑問である。責任者との位置づけであれば、有事の際に責任を問われるのはその責任者である。
  - 先ほど、業務に係る書類の保管は、調査士個人の事務所と仰っていたが、本当にそれで良いのか。あくまでも契約は協会としているので、出来上がったものの保管は協会がすべきではないのか。先ほどから個人に委託しているような話ぶりである。個人にお任せにしておいて、でも責任者はいるというのはおかしい。
  - もっと厳密に言えば、本来の個人情報保護の在り方からすれば、出来上がったものだけではなく、作成途中の書類についても、面倒かもしれないが、協会又は田無支所に持っていき、市はそこから提出を受けるべきだと思う。また、協会か支所内で出来る作業はそこで行っていただくべきだが、それが可能な業態かどうかということもある。
- 後日確認のうえ、報告させていただく。
- 何かあったときに誰が責任を取るのかということをはっきりさせておかないと、責任の押し付け合いなどトラブルの原因になりかねない。

(湯浅情報公開係長)

- 協会とそこに属している調査士との関係について一定補足させていただく。諮問書P. 69「一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会定款」の「第5条 社員の資格」に、「本協会の社員は、東京法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士又は法第26条に規定する土地家屋調査士法人でなければならない。」とある。各土地家屋調査士が、個人事業主であり協会の社員であるという両方の性格をもっている。
- 対象地域は限定されているのか。

→ 対象地域は市域全体である。

  - 年間の件数はどのくらいか。

→ 150件弱である。

  - これから150件弱を委託するのか。

→ 30件程度を委託しようと考えている。

  - 来年度以降も継続されるつもりか。

→ そのつもりである。件数についても徐々に増やせたらと考えている。

  - 責任というところが一番の大きな問題になってくる。
  - 諮問書P. 37「仕様書(案)」や諮問書P. 43「個人情報の取扱いに関する特約条項」などの写しを担当の調査士の手にも渡るようにしていただきたい。協会経由でも良いと思うが、出来れば市から直接本人に渡していただき、その際重要な点について説明していただきたい。
  - 諮問書全体を見た感じだと、団体としてのコンプライアンスがしっかりとしている印象はある。しかし、だから個人の事務所に任せても問題ないだろうという考えをしている感じもある。市と受託者との関係をはっきりさせて、そこで仕事を調査士たちとの関係もはっきりさせておいたほうが良いと思う。調査士本人たちも困ると思う。
  - この協会の設立背景について説明してほしい。

→ 当時、官公署等から登記所に提出される嘱託事件について適正を欠く内容のものが多く、そのため専門家を經由した嘱託が望まれた。しかし、土地家屋調査士が個人事業主であったことから、官公署等が公共事業の嘱託登記について調査士個人を委託先として認知することの難しさがあった。この状況を是正するた

め、土地家屋調査士法の改正が行われ、官公署等からの委託を受けやすい調査士の法人団体である協会の設立が法制化された。この協会は土地家屋調査士法の中で定められた法人である。これまで多くの公共事業の嘱託登記を専門に取り扱っており、それしか出来ないということも同法に定められている。まさに、行政の仕事のために作られた法人である。

- そういった団体が契約相手であることを事前に説明してほしかった。背景を説明するとみなさんは安心すると思う。
- 諮問書P. 3「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (3) 外部回線との接続」について、担当する調査士が使用するパソコンは、その調査士個人の事務所にあるパソコンという認識で良いか。  
→ その通りである。
- 「セキュリティ対策ソフトについて、常に最新のバージョンを保つよう指示する。」とあるが、この指示をする者は田無支所長なのか。また、指示するだけではなく、「最新のものとしておこななければならない」とすべきである。またそれを確認するため、例えば、田無支所長に年1回は必ず使用しているセキュリティソフトの報告をさせるとかにすべきである。これであれば指示するだけで良いということになってしまう。
- 今の指摘は大切なことである。指示するだけで良いのであれば形式だけの問題になってしまうが、実際には、指示された通りのことが行われていなければならない。指示された内容の実行をどう確保するのか。もし、協会の規定になれば、仕様書に入れておくべきである。
- 諮問書P. 37「仕様書(案)」に「監督員」とあるが、こちらは誰になるのか。  
→ 市の職員である。
- 仕様書が契約書のような作りとを感じる。もちろん双方が分かれば良いが。
- 整理すべきところは整理すべきである。
- 諮問書P. 38「第9条 秘密の保持」の主語が「受託者」であるが、「事案担当者」のほうがより大切かと思うので、「受託者及び事案担当者」とすべきである。
- 諮問書P. 37「第3条 (1)」について、「受託者」の定義が「本業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。」というのもわかりにくい。
- 事案担当者となる調査士が、何らかの理由により事案の継続が出来なくなった場合、別の調査士が引き継ぐのか。  
→ その通りである。
- 市のことを諮問書P. 37「仕様書」においては「委託者」と表現しているが、P. 29「委託単価契約書」においては「発注者」となっている。違いがあっても良いのか。  
(東村総務部長)  
→ 「委託単価契約書」は全庁的に標準のものを使用しており、「仕様書」は契約毎に各所管において作成しているものである。各書類において違いがあっても、それぞれの書類において市を指すもの、受託者を指すものが明確に且つ正確になっていれば、問題はない。
- この協会はプライバシーマークを取得していないのか。こういった大きな組織であれば、個人情報の取扱いをきちんとしていることを担保するため、プライバシーマークを取得しているものだと思うが。プライバシーマークを取得していないのはなぜか確認してほしい。

- 個人情報保護規程や個人情報取扱要領などを見ると、プライバシーマークを意識した形で作っていると感じられる。ただし、プライバシーマークというのは組織的にはトップダウンをきちんとしており、所謂 PDCA が動くことを担保されていることを前提としているので、その点においては緩いのかもかもしれない。規定等自体はきちりしているの、比較的リスクは低いと考えられるので、あとはプライバシーマークを取っていただけると良い。

○「特定生産緑地GISシステムデータ作成業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び都市計画課の回答

- 当日配付資料P. 2「システムのサンプル画像」にあるグリーンの斜線部分が生産緑地か。  
→ その通りである。
- 地図に重ねているレイヤーは生産緑地のみか。  
→ 既にGISシステムの中には都市計画情報も含まれており、さらに生産緑地を管理するようなレイヤーを追加する形になっている。

<事務局補足>

GISシステムとは・・・地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成・保存・利用・管理・表示・検索するシステムのこと。

- 都市計画情報なども含めて、受託者が担当するのか。  
→ その通りである。
- 生産緑地の情報は課税課からもらっているのか。また、課税課への情報提供はするのか。  
→ 直接課税課の情報を使うものではなく、都市計画課が所有している生産緑地の所有者リストを使用する。
- 課税課の持つ情報とのリンクはしていないのか。  
→ していない。
- リンクしないほうが良いのか。  
→ 課税情報の目的外使用となるため、直接使用はしていない。
- 個人情報の保護においては、個人情報の漏えいだけではなく、誤った個人情報を保存しないという観点も必要である。従来からあった生産緑地のデータベースと、今回新たにシステムへ落とし込むデータとを同時に持つとした場合、相互にデータの不一致がないようにどう管理するのか。  
→ 2種類のを同時に持つわけではない。法務局より登記情報を都市計画課で全て取得し、今ある生産緑地のデータの見直しを図っている。見直し、更新させた新しいデータをシステムへ搭載し、今後はエクセルのデータと公図のデータとがどちらもシステム上に搭載されるので、複数のデータにおける不一致が出ることはない。
- 諮問書P. 4「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (4) 契約終了後の個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法」について、「部門で定めた廃棄手順に即して完全に消去する。」とあるが、これはどういうことか。諮問書P. 22「個人情報の取扱いに関する特約条項 第12条」にある廃棄義務との関係が分からないので説明してほしい。  
→ 諮問書P. 3「5 コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (2) 記録

媒体の使用について」に記載のとおり、市がアップロードしたデータであれば受託者がダウンロードした後に市が完全に削除するだとか、受託者の作業用コンピュータのローカルフォルダに保管した作業用データと記録媒体はセットアップ後、受託者により完全に削除・廃棄するなど、作業ごとの部門に定めた廃棄の手順によって、個人情報の取扱いに関する特約条項第12条に則って廃棄していくという意味合いで記載している。

- 諮問P. 15「特記仕様書(案)」について、第4条に「関係諸法令及び条例等を遵守するものとする。」とあり、第7条にも「関係法規及び甲の諸規定等業務に関連する諸法令を遵守し」とあるが、この違いはなにか。
- 意味が重なっているだけかと思う。
- また、諮問書P. 15「特記仕様書(案) 第4条関係法令及び条例の遵守」に、通達も含まれているが、通達も遵守しなければならないものに含めるのか所管としての考えを教えてください。今の時代、通達は遵守義務がないとするものと理解している。通達を読み込んで所管がどう対応するかは任意の対応であるが、通達を遵守しなければならないとするのは違和感があるので整理し直してほしい。
- 通達は権利・義務関係を規定するものではない。  
→ 整理し直す。
- 諮問書P. 16「特記仕様書(案) 第9条」について、「主任技術者は、都市計画に関する経験を有するものとする。」とあるが、具体的な経験年数や資格要件等がないのできわめてわかりにくい。明確にすべきである。
- 諮問書P. 16「特記仕様書(案) 第12条」について、語尾が全て「ものとする。」となっているが、言い切ってしまうのも良いのではないか。仕様書なので、法令用語のようにしなくても良いと思う。
- 市からアップロードしたデータはどこに保存されるのか。  
→ 諮問書P. 3「5コンピュータ・記録媒体の利用、外部接続の有無 (2) 記録媒体の使用について」の記載の通り、データ交換サービスのサーバに保存されるのであるが、当該サーバの所在は後日回答する。
- 専用回線ではないのか。  
→ 専用回線ではない。受託者自体は情報セキュリティマネジメントシステムの審査に適合されており、当該事業者独自のデータ交換サービスとなっているので、外部からアクセスされる心配はないものと考えている。
- 問題は市からサーバへアクセスする回線である。サーバから受託者がダウンロードする際の回線は、独自回線を利用しているので安全であると考えられる。必要であれば情報政策課へ確認するのも良いと思う。  
→ 暗号化された通信とは伺っている。本諮問の業務委託を委託する前から、GISシステムの保守業務委託を本件受託者が行っており。本業務委託と同じ回線を使用しデータのやり取りを行っている。契約担当所管が情報政策課であり、よって情報政策課の見解としても問題がないものと認識している。
- 既に行っている回線と同じ回線を利用するという事か。  
→ その通りである。
- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点 (2) 責任者の配置」において、責任者が「東日本データソリューション課長」となっているが、課長が作業担当者となるのか。  
→ 当該課長は責任者であり、作業担当者は別の者になる。尚、諮問書P. 3「4個人情報を取り扱う作業の留意点 (3) 受託業務従事者の名簿及び出勤簿の提出」の通り、契約後、作業担当者の届出をしてもらい、市が承認したうえで作業

にあたってもらうこととなる。

- 次年度以降は、諮問書P. 2「2委託内容 (4)」の業務のみ行うとなっている。こちらは「個人情報の取り扱い無し」とあるが、レイヤーを重ねた場合個人情報が含まれてきて、今後は個人情報が含まれたものを管理していただくこととなるということの良いか。
- その通りである。
- 仕様書にデータの削除に係る記載がないので、記載すべきである。特約条項に書いてあるから記載しなくても良いのではなく、具体的な削除方法等を仕様書に記載すべきである。

○「プレミアム付商品券販売業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び東村山市プレミアム付商品券事業実施本部の回答

- 対象者数は約何名か
- 約28,000人である。
- 発送業務はどこがやるのか。
- 商品券の印刷、封入・封緘を本件とは別の事業者へ委託し、発送は市において行う。
- 本件とは別の受託者にも個人情報を渡すことになるのか。
- その通りである。  
(湯浅情報公開係長)
- プレミアム付商品券事業の実施にあたり、受付や問い合わせの対応業務、書類の印刷、封入・封緘業務等は個人情報を取り扱う業務委託となるが、臨時福祉給付金事業等を実施する際に諮問し、可の答申をいただいたものと同様の委託内容であるため、その部分については諮問済みとみなした。今回諮問する案件は、臨時福祉給付金事業等の諮問の際に含まれていなかった業務である。
- 本件以外のプレミアム付商品券事業に係る業務の委託先は臨時福祉給付金と同じか。
- 一部重複している事業者もあるが、今後の入札等において別事業者となる部分も当然ある。
- 本件以外の業務委託に際し、個人情報保護について臨時福祉給付金の際に出た意見等も含め、事業者にきちんと説明すること。
- 了解した。
- 諮問書P. 1「3受託者が取扱う個人情報の種類」に、住民税非課税者又は3歳半までの子どもがいる世帯であることが、「引換券の内容や色から、判明できてしまう。」とあるが、なぜ色を変えて分かるようにしてしまうのか。
- 当初、色分けする予定であったが、現時点では同じ色の書類を使用することとした。よって、諮問書の当該箇所を削除していただきたい。事前の説明時に案内出来ず大変申し訳ない。
- 諮問書P. 4「東村山市プレミアム付商品券購入引換券」下部「東村山市使用欄」の受付バーコードや台帳番号などが、「非課税世帯用」と「子育て世帯用」に分かれているが、そこでは分からないのか。
- どちらかの要件で当該引換券が発行されているかで印字箇所が違うが、本券を取り扱う受託者がどちらの要件を満たしているかまでは分からない状態であ

る。当市のほうの処理上の問題である。

- 諮問書P. 13「本人確認方法について 3. 代理人の本人確認」について、「引換券の委任欄に署名があるもの」と記載があるが、諮問書P. 4「東村山市プレミアム付商品券購入引換券」には委任欄がない。これはどこを指しているのか。  
→ 東村山市使用欄内を想定している。委任欄については、国の示す様式には無いものだが、当市では必要と考え引換券に追記することにした。現在、当該欄の箇所等をシステム会社と調整中であるため、本諮問書添付のものにはつけられていないところである。先ほどの色分けについても、当初発送間違いがないよう実施したかったが、偽造防止のため“すかし”を入れる関係上、色紙についてはその“すかし”がうまくいれられない可能性が高かったため実施しないこととした。
- 引換券の様式は市独自ものなのか。  
→ 「東村山市使用欄」より上は国が示す様式である。
- 諮問書P. 12「本人確認方法について」について、「本人確認に使用できる書類」に、「運転履歴証明書」が含まれていないが、対象者が非課税世帯であれば高齢世帯が多く含まれ、昨今の背景を鑑みるに免許返納者も多いかと思うので入れるべきだと思う。  
→ 全国約1700の自治体が同一基準において実施できるよう国から示されている実施要領に基づき本人確認に使用できる書類の設定もしているが、今のご指摘については内閣府に確認のうえ、可能であれば対応していきたいと思う。
- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点 (3) 責任者の配置」について、責任者は各郵便局に配置し、それぞれより届出いただくことを想定しているのか。  
→ その通りである。
- 局長を想定しているのか。  
→ その通りである。その局ごとの責任管理能力のあるかたにお願いしたいと考えており、それを局長と想定している。
- 諮問書P. 15「東村山市プレミアム付商品券引換券授受簿」には個人情報記載されないのか。  
→ 記載されない。
- 当該授受簿に「宛先」の記載欄があるが、そこには何が記載されるのか。  
→ 個別に「宛先」を記載することはないので、当該項目は誤りである。
- 個人情報のある書類の保管は、購入確認印を誤って押印した場合の引換券写しを保管するのみであり、その他は窓口担当者が引換券や本人確認書類の氏名等を見聞きするくらいか。  
→ その通りである。
- 窓口となる11か所の郵便局には税の収納業務も委託しているのか。  
→ 指定金融機関として収納業務を行っている。
- そういった業務も行っているのであれば、個人情報を含む書類の保管・管理もしっかりされているのだと思う。
- 諮問書P. 2「2委託内容 (5)」に「引換券の写し及び東村山市プレミアム付商品券引換券授受簿を特定記録郵便、もしくは市職員が各郵便局を訪問した際に手渡しで市に提出する」とあるが、「市職員が各郵便局を訪問した際」とは、たまたま市の職員が郵便局を訪れた場合を意味するのか。  
→ 諮問書P. 14「仕様書 4引換券の管理等 (2)」に記載のとおり、郵便局に商品券の在庫がある場合、その商品券を回収するため市職員が訪問する。その在庫がある郵便局であれば、商品券の回収時に授受簿等も回収し、商品券の在庫が無い場合は特定記録郵便で送っていただくという意味である。



#### (4) 報告

##### ○ 地域の特性に合った適正な土地利用の検討支援業務委託について(都市計画課)

(鳴海情報公開係主任)

当日配付資料として机にお配りしました、右上に本日の日付と次第(4)報告資料と書かれたものをご覧ください。

現在市では第5次総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、人口ビジョン・創生総合戦略、公共施設等総合管理計画、市センター地区整備構想の策定を進めております。

これら5計画策定について、現行計画の評価や課題分析、アンケート調査や地域別懇談会など市民参加に関するものの運営支援など、計画策定支援業務をパシフィックコンサルタンツ株式会社へ委託しているところであり、この計画策定支援業務委託に際しては同社が個人情報を取り扱うことから、昨年8月にこちらの審議会に諮問のうえ、可の答申をいただいたところであります。

この度、5計画のうち、都市計画マスタープランの改定に関連する業務として、新たに「地域の特性に合った適正な土地利用の検討支援業務」を同じくパシフィックコンサルタンツ株式会社へ委託することとなりました。

こちらは東村山都市計画道路の3・4・5、3・4・10及び3・4・31号線の整備に合わせた地区計画や用途地域等の変更の検討、市内で操業する工場等が安定的に事業継続ができる環境整備のための都市計画の見直し等の検討及びそれらに係る検討結果のとりまとめとなります。

事業を行うに際し、受託者が土地・家屋の登記情報を取り扱うものとなりますが、先述のとおり、既に諮問済みの5計画策定支援業務の関連業務であること、個人情報を取り扱う作業の留意点や、個人情報の取扱いに関する特約条項の付加、情報セキュリティに関する合意書の締結など委託条件については5計画策定支援業務委託と同じであること、受託者が新たに取り扱う個人情報が一般の閲覧に供する「登記事項要約書」の内容であることから、改めて諮問とはせず、報告とさせていただきます。

報告につきましては以上です。

#### (5) その他

なし

以上

※この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

#### 【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。